

平成27年度 定期監査結果(後期)に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	浜島支所	2	「浜島財産区草刈り業務委託」の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。また、予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	①	「浜島財産区草刈り業務委託」の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかったため、添付するように改善しました。また、予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかったため記述するように改善しました。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行うように対応しました。
総務部	大王支所	2	「大王町自治会助成金関係綴」の文書保存期間が5年になっていたが、「志摩市文書管理規程」で補助金、借入金等に関するものは10年保存となっているため改められたい。	①	「志摩市文書管理規程」に基づき、5年保存から10年保存に改めました。
総務部	大王支所	2	自治会活動助成金交付事務において、100万円以上500万円未満の決裁区分が誤っていた。今後は、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	今後は「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理をします。
総務部	志摩支所	2	「浄化槽保守管理業務委託」の随意契約において、施行伺が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	①	「浄化槽保守管理業務委託」の随意契約については、今後「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき、適正な事務処理に努めます。
総務部	志摩支所	2	「片田防災倉庫横公衆トイレ清掃管理業務委託」の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	①	「片田防災倉庫横公衆トイレ清掃管理業務委託」の施行伺に設計書を添付しました。今後、随意契約事務については「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき、適正な事務処理に努めます。
総務部	磯部支所	2	自治会活動助成金交付事務において、100万円以上500万円未満の決裁区分が誤っていた。今後は、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	自治会活動助成金交付事務については、「志摩市事務決裁規程」に基づき適正に対応しました。
生活環境部	エコフレンドリー はまじま	2	「志摩最終処分場浸出液処理設備回転円盤装置機器交換及び修繕工事」等の随意契約において、施行伺に設計書が添付されていなかった。また、予定価格が50万円を超える契約であるが、予定価格調書が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	①	今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行っていきます。
生活環境部	エコフレンドリー はまじま	2	郵便切手等受払簿の記載方法に一部誤りがあった。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理及び管理に努められたい。	①	誤った記載方法を修正し「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理、管理を行っていきます。
生活環境部	エコフレンドリー はまじま	2	「阿児清掃センター汚水処理施設管理日誌」において、鉛筆書きのものや記入漏れの箇所が多数あった。施設管理日誌は正確に記録し安全意識の向上に努められたい。また、所属長の確認印欄が設けられていないため様式についても検討されたい。	①	「阿児清掃センター汚水処理施設管理日誌」において、鉛筆書きのものや記入漏れの箇所を修正しました。また、様式についても改正しました。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
生活環境部	悠久苑	2	「志摩市斎場悠久苑機械警備業務委託」の随意契約において、施行伺に予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	②	「志摩市斎場悠久苑機械警備業務委託」の随意契約において、施行伺に予定価格及び契約書の作成を省略する記述がなかったことについて、今後、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行っていきます。
健康福祉部	鶉方保育所	2	備品台帳に、寄附備品の記載がなかった。また、作成日の記載もなかったため、所定の様式に基づき適正に処理されたい。	①	備品台帳に寄附備品・作成日を記載し修正しました。
健康福祉部	国府児童館	2	備品台帳に、寄附備品の記載がなかった。また、廃棄備品についても、廃棄の記載がなかったため、「志摩市会計規則」に基づき適正に処理されたい。	①	備品台帳にH26年度の寄附備品(2品目)について記載しました。廃棄備品(1品目)について廃棄の記載をしました。
健康福祉部	国府児童館	2	遊具安全点検表について、記入漏れ及び確認印漏れがあった。安全管理の観点から正確に記録されたい。	①	遊具点検簿の記入漏れ及び確認印漏れについては、適正に処理し押印しました。
上下水道部	水道工務課	2	「濃縮槽汚泥引抜きポンプ保護屋根整備工事」等の1号要件を適用する随意契約は、市の運用で原則、予定価格50万円未満の建設工事としているため、50万円以上130万円以下の建設工事については、競争入札を実施しない理由を随意契約理由書に明記されたい。	①	今後は「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行うよう改善いたします。
上下水道部	水道工務課	2	公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	公用車運行簿の記入については、定期監査後、適正に処理いたしました。
病院事業部	志摩市民病院	2	過年度未収金は電算システムで管理を行っているが、過年度未収金整理簿に平成26年度の督促記録が記入されていなかった。過年度未収金整理簿は正確に記録し過誤の防止に努められたい。	①	過年度未収金整理簿について監査指摘後に記入し、その後整理管理しています。
病院事業部	志摩市民病院	2	公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	公用車運行簿について、監査指摘後に各部署に連絡し、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき徹底しています。

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
病院事業部	浜島診療所	2	「浄化槽汚泥引抜清掃業務委託及び医師公舎浄化槽汚泥引抜清掃業務委託」の随意契約において、施行伺いに設計書が添付されていなかった。また、予定価格が 50 万円を超える契約であるが、予定価格調書が作成されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行われたい。	①	随意契約の施行伺い時に設計書が未添付、また、予定価格が 50 万円を超える契約であるが、予定価格調書が未添付でした。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な事務処理に努めます。
病院事業部	浜島診療所	2	公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	公用車運行簿の記入については、「志摩市公用車使用管理規程」に基づいた対応をしました。
教育委員会	食育課	2	「厨房内高所清掃業務及びエレベーター保守点検業務」等の随意契約において、施行伺いに設計書が添付されていなかった。今後は、「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づいて適正な契約事務を行われたい。	①	今後は「志摩市契約規則」及び「志摩市随意契約実施ガイドライン」に基づき適正な契約事務を行います。
教育委員会	食育課	2	公用車運行簿において、日付・時間等の記入漏れがあった。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	公用車運行簿の帰着時間の記入忘れについて周知徹底し改善しました。
教育委員会	志摩分室	2	備品台帳は永年保存のため、過去の台帳と 1 冊にまとめて保存されたい。	①	備品台帳については、過去の台帳と 1 冊にまとめて保存するように対応しました。
教育委員会	和具幼稚園	2	郵便切手等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳格な管理が必要である。今後は、「志摩市文書管理規程」に基づき、切手等受払簿への記録を適正に行われたい。	①	切手等受払簿への記録は、定期監査後、すぐ、訂正し処理いたしました。
教育委員会	磯部幼稚園	2	平成 26 年度末の備品台帳が整備されていなかった。今後は、「志摩市会計規則」に基づき適正な事務処理に努められたい。	①	平成 26 年度末の備品台帳を整備し、適正な事務処理を行いました。

合計 24 ①措置済 23 項目
②実施中 1 項目

平成27年度 定期監査結果(前期)に基づき講じた措置状況調査表

<監査区分> 1=指摘事項、2=注意事項、3=検討事項、4=意見

<措置区分> ①=措置済、②=実施中、③=検討中、④=未措置

所属部	所属課	監査区分 1~4	内 容	措置区分 ①~④	措置内容の概要、又は③・④とした理由
総務部	志摩支所	4	「志摩市自治会連合会及び志摩町自治会連合会」の会議資料及び会議録については、支所内で供覧し情報の共有を図られたい。	①	「志摩市自治会連合会及び志摩町自治会連合会」の会議資料及び会議録につきましては、支所内で供覧し情報の共有を図るようにいたしました。
総務部	磯部支所	4	自治会活動助成金実績報告書に添付される自治会の収支決算書が、一部誤った方法で作成されていた。助成金交付には直接関係しないものの正確な収支決算書の作成について指導を図られたい。	②	自治会活動助成金実績報告書に添付される自治会の収支決算書については、提出時の精査を通じて正確な収支決算書を作成するよう指導に取り組んでいます。
健康福祉部	志摩保育所	4	給食検食簿の所見欄について、記入漏れがあった。安全でおいしい給食を続けていくためにも、味や量等について所見を記載されたい。	②	検食簿については、所見欄に感想等を記載するように改善していきます。
健康福祉部	志摩子育て支援センター	4	利用者との子育てについての相談は、軽微な内容であっても記録し、今後の相談等に活用されたい。また、センターが独自に実施する行事については、事前に計画書を作成の上、決裁を受けた後、実施するよう検討されたい。	②	利用者との会話の中で、相談を受けた時は、相談個票に記入するようにしています。また、センターが事業を実施する前は、事業の実施要綱を作りこども家庭課に伺いをたて、決裁を受けた後、実施しています。
病院事業部	志摩市民病院	4	平成27年8月に「平成26年度志摩市公営企業会計決算審査意見書」において、指摘したとおり、病院経営の現状は極めて厳しい状況にあり、このまま推移すれば、一般会計に対してさらに大きな負担を強いることが想定される。市民の求める医療ニーズを充たすため、医療の提供体制を整え、医業収益の改善に努められたい。	②	新たに訪問リハビリを開始するとともに、代務医師が部分的に行っていた当直業務の一部を当院の医師が行うようにします。また、健診業務の拡充を行うなど創意工夫を凝らし、病院経営の改善に努めます。
教育委員会	志摩幼稚園	4	保護者の送迎用駐車場から道路を横断しての登退園となるため、交通安全指導には十分配慮し、今後も事故発生の無いよう注意されたい。	②	月曜日から金曜日には登降園時のそれぞれ30分間、志摩保育所・志摩幼稚園・志摩児童クラブの所長・園長主任が交代で、実際に横断歩道に立ち、交通安全指導を実施しています。また、保護者へは、総会時等に駐車場からの登降園については、子どもと手を繋ぎ、安全に配慮して頂くように啓発しています。
教育委員会	鵜方幼稚園	4	保育時間中での児童の軽度の負傷については、事故報告書の作成にまでは至っていないが、日本スポーツ振興センターの保険請求申請を行っているため、事故報告書を作成することが望ましい。	④	学校人権教育課指導係より「報告については、各学校・園において判断・精査していただいておりますが、特に加害事案、救急車を要請した事案、全治1ヶ月を超える可能性のある怪我、後遺症の残る可能性のある怪我、いわゆる『重症』を負った事案につきましては、申告漏れのないように徹底をおねがいます。」と指導を受けています。怪我をした際は、程度にかかわらず医者を受診し、保護者の心配を取り除くようにしていますが、軽度のものに至っては、上記を理由に報告する必要がないと判断したため報告はしていません。

合計	7	①措置済	1項目
		②実施中	5項目
		④未措置	1項目